

埼玉県の河川整備計画について

1. 河川整備計画とは

河川管理者は、計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならないと河川法で定められています。

そこで、埼玉県では荒川水系、利根川水系にある一級河川のうち県が管理している河川について、平成18年2月、3月、4月に河川整備計画を定めました。河川整備計画を定めるに当たっては、総合的な管理が確保できるように定めるとともに、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように配慮しました。

また、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴き、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ、関係市町村長の意見を聴いて定めました。

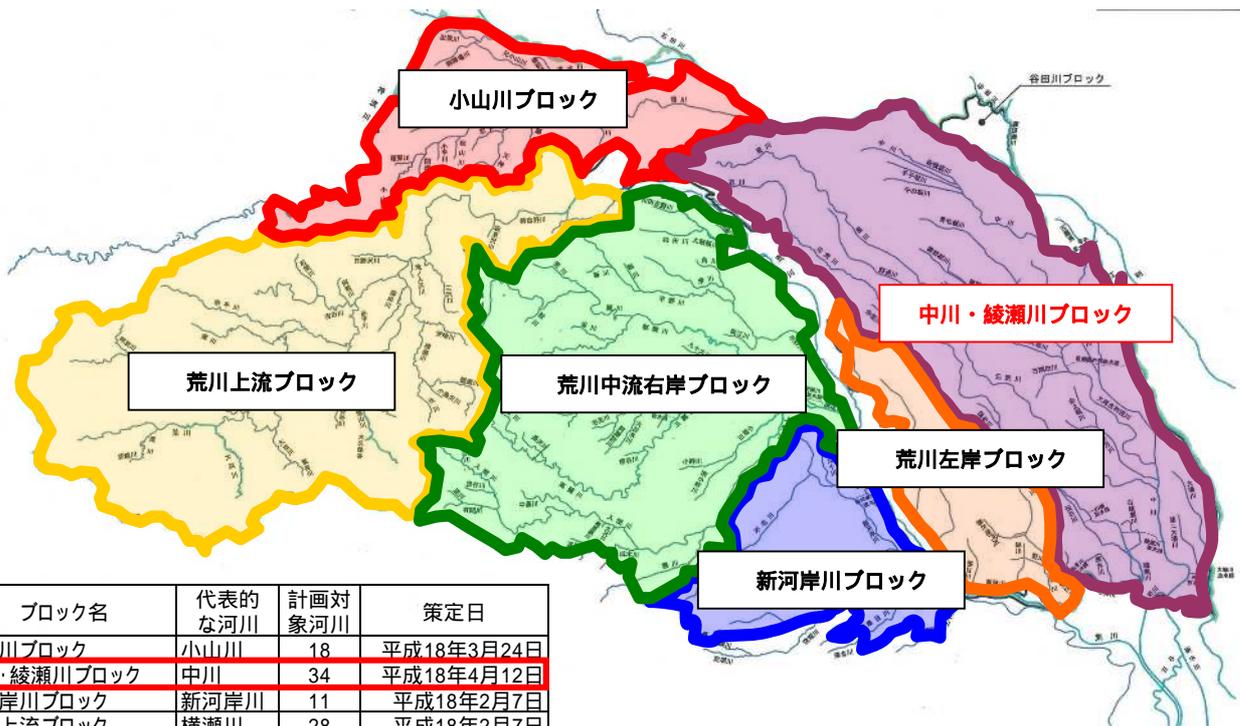
2. 河川法の目的について

- 洪水等による災害の発生を防止されるようにする。【治水】
- 河川が適正に利用されるようにし、流水の正常な機能が維持されるようにする。【利水】
- 河川環境の整備と保全がされるようにする。【環境】

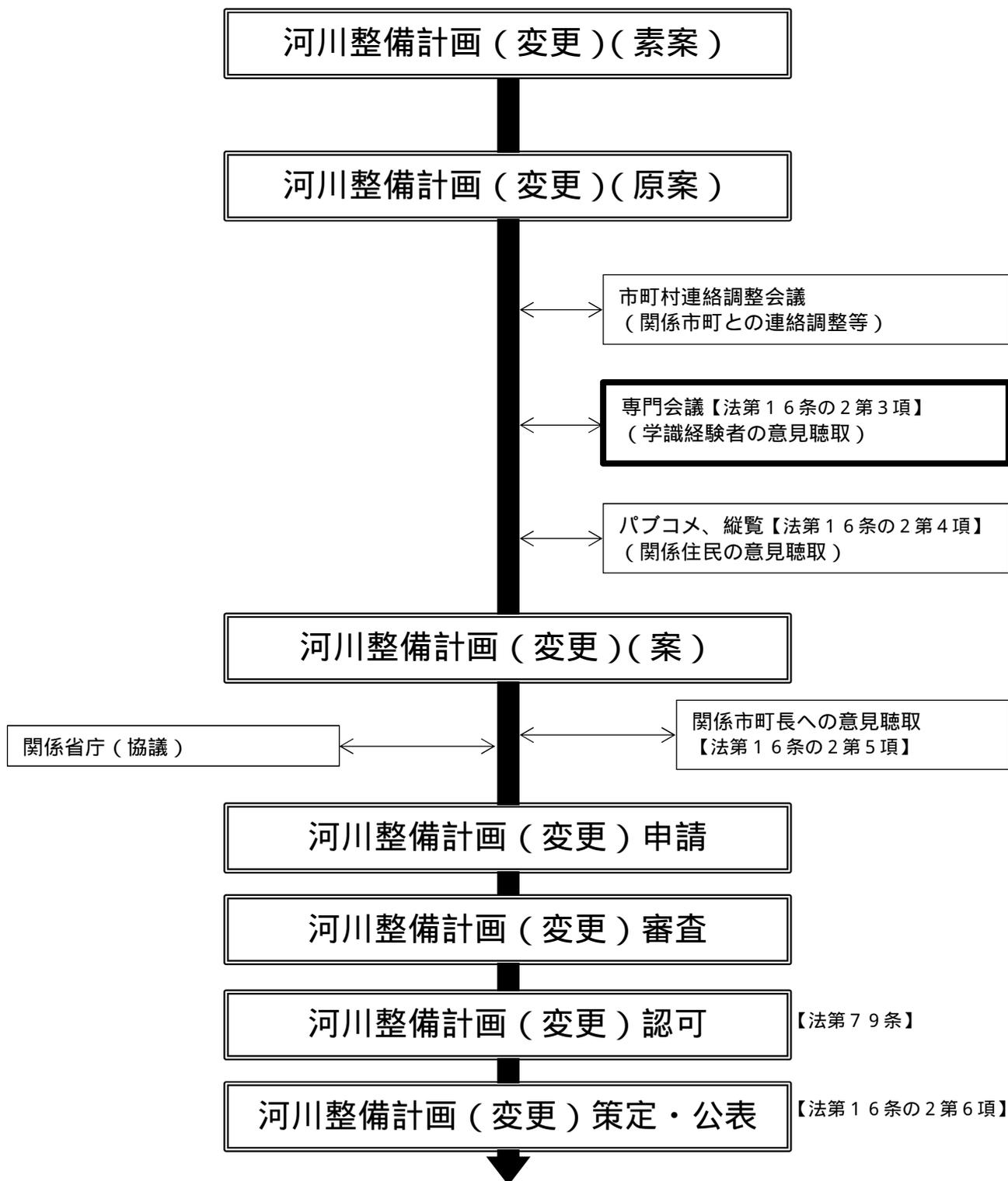
これらを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することです。

3. 埼玉県内の河川整備計画策定状況

埼玉県では一級河川のうち、県が管理している河川の荒川水系を4つのブロック、利根川水系を2つのブロックに分けて河川整備計画を定めています。



利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更） 策定フロー



< 埼玉県河川整備計画策定専門会議の位置づけ >

目的

河川法第16条の2に基づく河川整備計画の策定に当たり、専門的な見地からの意見を聴取すること。

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。